

新旧約款対比表

改定前	改定後
第1条(定義)	第1条(定義)
(4)コメカバーコード コメカを紐づけたコメダアプリ上に表示されるバーコードで、コメカ取扱店でバリューによる決済ができるものをいいます。	(4)コメカバーコード コメカを紐づけたコメダアプリ上に表示されるバーコードで、コメカ取扱店でバリューによる決済ができるものをいい、紐づけ枚数上限は 5 枚です。但し、当社が別途定める場合には、利用者は上限を超えて、紐づけることができます。
第10条(バリュー残高等の確認)	第10条(バリュー残高等の確認)
2 バリューの利用履歴は、残高照会サイトで確認することができます。ただし、表示される利用履歴の範囲は、当社が別途定めるところによります。	2 バリューの利用履歴は、残高照会サイトやコメダアプリで確認することができます。ただし、表示される利用履歴の範囲は、当社が別途定めるところによります。
第21条(約款の変更)	第21条(約款の変更)
-	2 最新の利用約款は、JCB ホームページのコメカ利用約款をご確認ください。

以上